

## 退職後の健康保険について(令和6年度版)

退職後は、以下のいずれかの健康保険に加入する必要があります。再就職する場合は再就職先の健康保険に加入することになります。

国民健康保険	
日本の社会保障制度の1つで、各市区町村が運営	
療養の給付	7割（3割自己負担）
保険料	市区町村ごとに異なります。 前年の年収により計算される「所得割」の割合が高いため、退職後2年目以降は保険料が下がることが多いようです。
加入手続き	お住まいの市区町村役所へお問合せください。 「資格喪失証明書」が必要な場合は事業所総務又は、健康保険組合までご連絡ください。
付加給付 保健事業	なし
備考	国民健康保険には「扶養」という概念がありません。加入・納付の単位は「個人」ではなく「世帯」です。

### 家族の被扶養者

ご家族が他健保組合の被保険者となっており、そのご家族の収入によりご自身の生計が維持されている場合、国民健康保険又は任意継続に加入せずに、その家族の加入する他健保組合の被扶養者になるという選択もあります。但し、被扶養者となるためには、その健保組合の認定基準を満たす必要があります。詳しくはご家族の加入する健保組合にお問い合わせ下さい。

### 任意継続

ご本人の任意により退職後も古河電工健康保険組合の資格を継続できます

加入期間	最長2年間 ※ただし「就職による他健保組合への加入」、「保険料の滞納」、「ご本人の死亡」の場合は、資格を失います。 また、本人の申し出(任意継続被保険者資格喪失申出書の提出)により脱退できます。
療養の給付	7割（3割自己負担）
月額	退職時の標準報酬月額と組合平均月額（令和6年度：410千円）とのいずれか低い方が適用されます。 ※退職後は標準報酬月額は変わりません。
料率	一般保険料率：96/1000 介護保険料率：16/1000 全額本人負担（令和6年度） 40歳～64歳の被保険者及び40歳～64歳の被扶養者を有する65歳以上の被保険者は、健康保険料と合わせて介護保険料も徴収されます。
保険料 納付	<p>1. 単月（月払い）の場合 毎月26日に、翌月分の保険料を指定口座から振替えます（自動引き落とし）。 ※加入後、振替手続が完了するまでの2～3ヶ月間は、被保険者本人にて振込をしていただきます。 ※保険料の振替は、朝日生命カードサービス(株)が行います。振替手数料は被保険者本人の負担です。</p> <p>2. 前納（半年）の場合 ①4月～9月分 ②10月～翌年3月分 の年2回に分けて前納していただきます。 ※年度途中で任意継続となった方は、資格取得日の属する月の翌月分～9月分又は3月分までを前納で納めていただきます。 ※割引率 年4%の複利原価法が適用されます（健保HP 届出一覧「任意継続保険料早見表」参照）。</p> <p>3. 前納（1年）の場合 4月～翌年3月分までを年1回で前納していただきます。 ※年度途中で任意継続となった方は、資格取得日の属する月の翌月分～3月分までを前納で納めていただきます。 ※割引率 年4%の複利原価法が適用されます（健保HP 届出一覧「任意継続保険料早見表」参照）。</p> <p>【注意】 保険料の支払い方法が在職中と変わります（在職中：後払い ⇒ 任意継続：前払い）。 退職月には、前月分保険料が給与から控除され、かつ退職月(加入月)の保険料を指定日までに納めていただくことになります。</p>
付加給付 保健事業	退職前と同じです。ただし <b>傷病手当付加金・延長傷病手当</b> は、在職中から受給されている場合のみ継続して受給できます。 健康診断は被扶養者健診と同じ条件で実施。毎年4月末頃に個別にご案内します。
加入手続き	退職後20日間以内の手続きが必要です（20日間を過ぎたの申請は受理できません）。
保険証	任意継続の保険証発行は、資格取得後、速やかに発行致します。 なお保険証と合わせて「保険料納付書」を送付しますので、記載の期日までにお振込みください。 退職日によっては、保険料告知等の手続きに期間を要する場合があります。 退職後、これまでの保険証は使用できませんので、速やかに事業主にご返却ください。
個人情報	健康保険組合では、資格喪失者の個人情報の提供を事業主から受けることがあります。 個人情報の提供に同意されない場合は、健康保険組合までご連絡ください。

(連絡先) 古河電工健康保険組合 Tel : 045-311-1463

081M 古河電工健康保険組合